

◇ 令和3年度指定管理者事業評価書

施設名	大路まちづくりセンター			指定管理料	利用料金	支出	経理の状況	施設運営の方針	
施設所管課	まちづくり協働部	まちづくり協働課	初年度	20,037,200円	/	18,766,341円	効果的な予算執行が行えた。	市条例の設置目的に応じた施設運営を行う。地域住民の連帯意識の輪を広げながら地域のまちづくりを促進する。豊かな学びの場の提供を行う。情報を地域内外に発信を行う。運営を行う。	
施設HPアドレス	http://www.machikyou.jp/ooji/		2年目	20,467,570円		20,235,262円	効果的な予算執行が行えた。	市条例の設置目的に応じた施設運営を行う。地域住民の連帯意識の輪を広げながら地域のまちづくりを促進する。豊かな学びの場の提供を行う。情報を地域内外に発信を行う。運営を行う。	
指定管理者名	大路区まちづくり協議会		3年目						
指定期間	令和2年4月1日 ~ 令和7年3月31日		4年目						
評価対象期間	令和3年4月1日 ~ 令和4年3月31日		5年目						

●総合評価の基準		
5	☆☆☆☆	評価基準のすべてが☆☆☆以上で、かつ、最も多い評価が☆☆☆☆である
4	☆☆☆	評価基準のすべてが☆☆☆以上で、かつ、最も多い評価が☆☆☆☆である
3	☆☆☆	評価基準の最も多い評価が☆☆☆である
2	☆☆	評価基準の最も多い評価が☆☆である
1	☆	評価基準に☆が1以上ある

○その他の項目	
公募・非公募の別	非公募
使用料・利用料金制の別	使用料
指定管理者による運営開始日	平成29年4月1日
施設の供用開始日	平成29年4月1日
指定管理導入前の運営形態	供用開始と同時に指定管理者制度を導入

◆総括評価を概括した総合評価の所見(成果・改善等)

●指定管理者の総合自己評価…	☆☆☆☆	●市(施設所管課)の総合評価…	☆☆☆☆
年度の管理・運営に係る事業目標(年度当初に記入)		事業目標および管理・運営に対する評価(事業年度終了後記入)	
草津市立地域まちづくり条例第3条に掲げる業務について、各事業を計画および実施する際には前例踏襲でなく、地域の特色に合わせた事業展開が行えるよう創意工夫を図る。また、まちづくりセンターにおいて、使用者が安全・安心して使用できるよう管理運営に努め、貸館件数や利用者数の増加を図る。		新型コロナウイルス感染症の影響がありがたながらも、共用部分の消毒の徹底や、貸館の利用者による利用前の消毒作業など対策を行い、利用者への安心安全な貸館の提供に努められた。施設活用については、地域住民が主体となった庭園を活用したイルミネーション事業が展開された。引き続き住民主体の多様な施設活用に努められたい。	
事業目標および管理・運営に対する自己評価(事業年度終了後記入)		公募・非公募、使用料・利用料金制の導入についての効果の検証	
草津市立地域まちづくり条例第3条に掲げる業務について、昨年に引き続き、コロナ禍で地域の特色に合わせた事業を中止したものの、コミュニティが希薄化しないよう、10月にタベのコンサート、令和4年1月にまちづくりセンターの建物と2階庭園にイルミネーションを点灯させ庭園を開放した。2月にはイルミネーションを開催し多くの参加があった。また、マイナンバーカード普及のため受付業務を行った。地域が豊かになる学びの事業については計画通り実施できた。利用者が安全・安心して利用できるよう新型コロナウイルス感染防止対策として、アルコール消毒等を設置し、管理運営に努めた。施設利用者数は増加したが、貸館件数は今年度もコロナ禍の影響および自主教室の廃止が増えたことから、計画よりも減少した。		(応募状況等(非公募の場合は、非公募理由等)) 地域の活動拠点である地域まちづくりセンターを中心として、地域における関係諸団体と連携し、地域住民とともに地域のまちづくりを包括しているまちづくり協議会が知見と経験を活かし、発展的に管理・運営ができるのは現指定管理者以外にはなく、非公募による選定とした。 (利用者数の状況等) 地域住民を対象とした公的な役割が大きく、市場原理に左右されることは望ましくないことから、使用料金制としておりますが、利用者数の増加を目指し、地域の活動拠点等として利用していただけるよう努めていただいた。	

◇施設に係る主な指定管理業務	
<ul style="list-style-type: none"> ・地域まちづくりセンターの運営および維持管理に関すること。 ・草津市立地域まちづくりセンター条例第1条の設置目的を達成するための事業の実施に関すること。 	

◆評価基準	
☆☆☆☆	仕様書・協定書等の基準を遵守し、その水準よりもはるかに優れた内容である
☆☆☆	仕様書・協定書等の基準を遵守し、その水準よりも優れた内容である
☆☆	仕様書・協定書等の基準を遵守し、概ねその水準に沿った内容である
☆	仕様書・協定書等の基準は遵守し、若干の改善が必要な内容である
☆	仕様書・協定書等の基準を遵守しておらず、改善が必要な内容である

貸館等に関する業務（仕様書P7～8）				
評価項目1	指定管理者の自己評価		市（施設所管課）の評価	
	上半期評価	新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置のため8月8日(日)から8月26日(木)、8月27日(金)から9月30日(木)まで緊急事態宣言のため休館し、10月1日から貸館を実施した。自粛した期間があったため、昨年同様上半期はコロナ禍で貸館業務件数は減少した。下半期も引き続き、新型コロナウイルス感染拡大防止のためアルコール消毒等安全対策に努めたい。	上半期評価	安心した施設利用ができるよう、共用部分の消毒の徹底や、貸館の利用者による利用前の消毒作業など対策に努められた。そのため利用者への安心安全な貸館の提供が実現された。
	☆☆☆☆		☆☆☆☆	
	下半期評価	下半期においてもコロナ禍の中で貸館のキャンセルが増え、昨年同様貸館業務件数が減少し、予定していた貸館件数に及ばない結果となった。新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、アルコール消毒等安全対策に努めた。	下半期評価	上半期に引き続き仕様書等に定める基準を遵守し、安心した施設利用ができるよう、共用部分の消毒の徹底や、貸館の利用者による利用前の消毒作業など対策に努められた。そのため利用者への安心安全な貸館の提供が実現された。
	☆☆☆☆		☆☆☆☆	

施設および備品の維持管理等（仕様書P9～10）				
評価項目2	指定管理者の自己評価		市（施設所管課）の評価	
	上半期評価	施設等の日常管理業務を行い法定点検、定期点検を実施した。備品等の保守管理、清掃業務、警備業務、センター保全業務についても適正かつ適切に行った。	上半期評価	仕様書に定められた基準を遵守しながら施設および備品の維持管理等の業務を実施された。また、昨年に引き続き、地域ボランティアと協力して作成したマスクの販売を実施された。
	☆☆☆		☆☆☆	
	下半期評価	施設等の日常管理業務を行い法定点検、定期点検を実施した。備品等の保守管理、清掃業務、警備業務、センター保全業務についても適正かつ適切に行った。修繕の必要な箇所については修繕を行った。	下半期評価	上半期に引き続き仕様書に定められた基準を遵守しながら施設および備品の維持管理等の業務を実施された。
	☆☆☆		☆☆☆	

センター条例第3条に掲げる事業の実施に関する業務（仕様書P10～11）				
評価項目3	指定管理者の自己評価		市（施設所管課）の評価	
	上半期評価	地域まちづくり活動の支援、推進に努め、地域が豊かになる学びに関する事業にも努めた。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、まちづくり活動推進における事業実施については、中止判断をした。また、市民の意見の収集および市政情報の発信を行った。	上半期評価	仕様書に定められた基準を遵守しながら業務を実施された。講座・講演では、地域のニーズを踏まえ、コンサートなど企画をされた。
	☆☆☆		☆☆☆	
	下半期評価	地域が豊かになる学びに関する事業は、予定どおりの講座回数は実施した。地域まちづくりの支援、推進に努め令和4年1月にコロナ禍でコミュニケーションが図られない時期でもあるので、大路まちづくりセンター建物と庭園をイルミネーションで飾り、庭園を開放して憩いの場になるよう努めた。また、市民の意見の収集および市政情報の発信を行った。	下半期評価	上半期に引き続き仕様書に定められた基準を遵守しながら業務を実施された。地域住民主体で庭園を活用したイルミネーションを実施するなど、住民主体の施設活用を積極的に展開された。
	☆☆☆☆		☆☆☆☆	

経営管理に関する業務（仕様書P12～13）				
評価項目4	指定管理者の自己評価		市（施設所管課）の評価	
	上半期評価	組織、人員配置は適正に行った。	上半期評価	仕様書に定められた基準を遵守し、職員の配置や研修など適切な経営管理に努められた。経費削減の取組では、電気のコまめな入り切りや、使用する予定のない部屋の主電源を切るなど節電を心掛けられたことから、経費削減効果が得られた。
	☆☆☆☆		☆☆☆☆	
	下半期評価	組織、人員配置は適正に行った。	下半期評価	上半期に引き続き仕様書に定められた基準を遵守し、職員の配置や研修など適切な経営管理に努められた。
	☆☆☆☆		☆☆☆☆	